

食安輸発1115第1号  
平成25年11月15日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(タイ産生鮮グリーンアスパラガスの検査命令免除対象輸出業者の削除)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成25年11月12日付け食安輸発1112第1号）により通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、下記の登録輸出業者が輸出した生鮮グリーンアスパラガスから基準値を超えるアトラジンが検出されたことから、同通知の別表27について、下記輸出業者を削除し、別紙のとおりとします。

記

TANIYAMA SIAM CO., LTD.

<違反事例>

1. 品名：生鮮グリーンアスパラガス
2. 生産国：タイ
3. 輸出者：TANIYAMA SIAM CO., LTD.
4. 検査結果：アトラジン 0.08ppm（基準値：0.02ppm）
5. 検疫所：成田空港検疫所(届出受付番号:第21026442030-2)
6. 輸入者：株式会社 JALUX